

## 就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給額を変更

市では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童または生徒の保護者および、特別支援学級に在籍する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助費および特別支援教育就学奨励費を支給しています。

平成 30 年度分より以下のとおり支給額を変更しますのでお知らせします。

### 1 就学援助費

就学援助費変更金額一覧

		学用品費	校外活動費 (宿泊なし)	校外活動費 (宿泊あり)	新入学児童 生徒学用品費	修学旅行費	通学費	医療費	学校給食費
小学校	変更前	13,270 円 (1 年生 11,100 円)	実費 (対象経費) (上限 1,510 円)	実費 (対象経費) (上限 3,470 円)	19,900 円	実費 (対象経費) (上限 30,000 円)	実費	保護者 負担分	実費 (上限 37,000 円)
	変更後	13,650 円 (1 年生 11,420 円)	実費 (対象経費) (上限 1,570 円)	実費 (対象経費) (上限 3,620 円)	40,600 円	実費 (対象経費)	実費	保護者 負担分	実費
中学校	変更前	23,870 円 (1 年生 21,700 円)	実費 (対象経費) (上限 2,180 円)	実費 (対象経費) (上限 5,840 円)	22,900 円	実費 (対象経費) (上限 50,000 円)	実費	保護者 負担分	実費 (上限 42,500 円)
	変更後	24,550 円 (1 年生 22,320 円)	実費 (対象経費) (上限 2,270 円)	実費 (対象経費) (上限 6,100 円)	47,400 円	実費 (対象経費)	実費	保護者 負担分	実費

### 2 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育就学奨励費変更金額一覧

		学用品費	校外活動費 (宿泊なし)	校外活動費 (宿泊あり)	新入学児童 生徒学用品費	修学旅行費	通学費	学校給食費
小学校	変更前	6,635 円 (1 年生 5,550 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 755 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 1,735 円)	9,950 円	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 15,000 円)	実費	実費の 2 分の 1 (上限 18,500 円)
	変更後	6,825 円 (1 年生 5,710 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 785 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 1,810 円)	20,300 円	実費(対象経費) の 2 分の 1	実費	実費の 2 分の 1
中学校	変更前	11,935 円 (1 年生 10,850 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 1,090 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 2,920 円)	11,450 円	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 25,000 円)	実費	実費の 2 分の 1 (上限 21,250 円)
	変更後	12,275 円 (1 年生 11,160 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 1,135 円)	実費(対象経費) の 2 分の 1 (上限 3,050 円)	23,700 円	実費(対象経費) の 2 分の 1	実費	実費の 2 分の 1

### 3 変更内容

- ・「学用品費」「新入学児童生徒学用品費」の支給単価の増額
- ・「校外活動費(宿泊なし)」「校外活動費(宿泊あり)」の上限額の引き上げ
- ・「修学旅行費」「学校給食費」の上限額の撤廃

問い合わせ 教育課 学校教育担当 (内線 264)